

# 予 算 要 求 資 料

令和2年度3月補正予算 支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：障害者福祉費

## 事業名 就労系障害福祉サービス等機能強化事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 障害福祉課 社会参加推進係 電話番号：058-272-1111(内 2613)

E-mail: [c11226@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費 補正要求額 5,522千円 (現計予算額：22,861千円)

### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
現 計 予算額	22,861	22,861	0	0	0	0	0	0	0
補 正 要求額	5,522	5,522	0	0	0	0	0	0	0
決定額									

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨(現状と課題)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止が長く求められる中、就労継続支援事業所の生産活動は、特に大きな影響を受けており、このままでは、事業継続事態が困難になり、地域の障害者サービスの基盤、ひいては障がい者の働く場が失われかねない状況にある。

このため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている障がい者の就労を維持・確保するため、以下の事業を実施し、就労系障害福祉サービス等の機能強化を図る。

### (2) 事業内容

生産活動活性化支援事業(仮称)

就労継続支援事業所の生産活動の再起に向けて必要となる費用について支援し、生産活動の存続を下支えすることにより、引き続き、障がい者の働く場及び利用者の賃金・工賃を確保する。

具体的には、生産活動の再起に向けて必要となる費用などを支援するとともに、全国からの受発注を確保・支援することを通じ、就労継続支援事業所における生産活動の活性化を強力に後押しする。

### (3) 県負担・補助率の考え方

生産活動活性化支援事業(仮称)：国 10/10 国庫補助

(4) 類似事業の有無  
無

### 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	5,522	生産活動の再起に向けて支援が必要な就労継続支援事業所（A型、B型）に対する補助金
合計	5,522	

#### 決定額の考え方

### 4 参考事項

#### (1) 事業主体及びその妥当性

国要綱に基づき実施する事業である。

<支払根拠>

障害者総合支援事業費補助金交付要綱（新型コロナウイルス対策事業分）

# 事業評価調査書

■ 新規要求事業

□ 継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### (事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

就労継続支援事業の生産活動の再起に向けて必要となる費用などについて支援し、生産活動の存続を下支えすることを通じ、引き続き、障がい者の働く場及び利用者の賃金・工賃の確保を図る。

### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
	(H )	(H )	(H )	(H )	(H )	%
	(H )	(H )	(H )	(H )	(H )	%

### ○指標を設定することができない場合の理由

本件補助は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている障がい者の就労を維持・確保することを目的とするものであるため、就労継続支援事業所の生産活動の活性化に係る指標の設定はできない。

### (前年度の取組)

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

### (前年度の成果)

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

<p>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い</p>	
(評価)	政府が取り組んでいる新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策については、県も同様に取り組むことが求められており、実施の必要性が高い。
○	
<p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない</p>	
(評価)	生産活動の再起に要する費用を補助することで就労継続支援事業所の生産活動を下支えし、障がい者の働く場及び利用者の賃金・工賃の確保を図ることができる。
○	
<p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある</p>	
(評価)	ソフトウェアのみでなく負担の多いハードウェアも対象としていることから、在宅就労の導入負担をより軽減している。
○	

### (今後の課題)

<p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項 在宅就労の実施における導入経費を対象としているため、維持費用の負担に伴い、在宅就労が中期的に推進されない可能性がある。</p>
--

### (次年度の方向性)

<p>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 当該事業については、令和2年度単年で実施する事業であるため、次年度以降の継続は想定していない。</p>
---